令和8年度熊谷発スタートアップ支援補助金

第２回募集案内

１　趣旨

熊谷市では、熊谷発スタートアップ支援補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に基づき、市内産業の活性化と熊谷スマートシティの推進のため、熊谷スマートシティの趣旨に賛同し、デジタル先端技術等を活用した起業や新事業の立上げをする事業者（以下「補助事業者」という。）に対し、予算の範囲内において熊谷発スタートアップ支援補助金（以下「補助金」という。）を交付します。

対象となる事業は、熊谷発スタートアップ支援事業審査会（以下「審査会」という。）での審査を経て、市長から補助対象事業の認定を受ける必要があります。

この募集案内は、令和8年度の認定申請の募集に関し、要件等をご案内します。

２　熊谷発スタートアップ支援補助金の特長

熊谷スマートシティの趣旨に賛同する事業者のための補助金です

※「熊谷スマートシティ」については、こちらの HP をご覧ください。
https://www.city.kumagaya.lg.jp/smartcity/index.html

※「熊谷コミュニティラボ」への参加をお願いします。
https://www.city.kumagaya.lg.jp/smartcity/kouminrenkei/communitylabo/index.html

※ その他、市の行事等での事例発表などへのご協力をお願いします。

補助対象事業の認定の有効期間は令和10年度末まで
3年度間で総額 1,000 万円までの補助金を交付します

※ 1年度の上限は500万円

※ 補助金の交付は各年度の予算の範囲内となり、交付申請は年度ごとに必要となります。

※ 各年度、2月末までに実績報告をする必要があります。

お問い合わせ　熊谷市 産業振興部 企業活動支援課
メール：kigyokatsudo[ｱｯﾄﾏｰｸ]city.kumagaya.lg.jp
電話：048-524-1470（直通）

3 応募対象者

応募できる対象者は、次のすべてを満たす者とします。

（1）熊谷市が掲げる「熊谷スマートシティ宣言」の趣旨に賛同し、その推進に参画する意思を有するもの。

※「熊谷コミュニティラボ」への参加や、市の行事等における事例発表へのご協力をお願いします。

（2）市内に事業所を有し、又は設置しようとする者であること。

（3）中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者であること。

（4）市税を滞納していないこと。

（5）熊谷市暴力団排除条例（平成25年熊谷市条例第28号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員を役員とする民間事業者等でないこと。

（6）特定の政党活動、又は宗教活動を目的とする活動を行うものでないこと。

4 募集事業

応募できる事業は、デジタル先端技術等を活用し、次のいずれにも該当するものとします。

（1）市長が定めるテーマに関する新技術、新製品又は新サービスを開発又は活用する事業であること。

【令和8年度募集テーマ】

① 気候変動問題の解決に取り組むクライメートテック

② ロボットやドローンなどの先端技術の活用による社会課題の解決

③ その他市長が認めたもの

（2）補助事業者にとってこれまでの取組とは異なる新たな事業であること。

（3）市内で実施する事業であること。

5 応募方法

補助対象事業の認定を希望する場合は、次のとおり認定申請をしてください。なお、申請後の流れについては、「7 スケジュール」をご覧ください。

（1） 受付期間 令和8年12月18日（金）まで

（2） 提出方法 電子メール

※ 電子メールの件名は

「（申請者名）事業認定申請書【スタートアップ支援補助金】」

としてください。

※ 電子メール送信後、受信確認のため、事務局まで電話でご連絡ください。

（3） 提出先・連絡先

熊谷市 産業振興部 企業活動支援課
メール： kigyokatsudo[ｱｯﾄﾏｰｸ]city.kumagaya.lg.jp
電話： 048-524-1470（直通）

※ 電子メールで送付できない資料がある場合の送付方法は、企業活動支援課にご相談ください。

（4） 提出書類

① 熊谷発スタートアップ支援補助金事業認定申請書（様式第1号）
② 事業計画書
③ 収支計画の具体的な積算根拠がわかる資料
④ 決算書類（直近の会計期間にかかる貸借対照表及び損益計算書等）
⑤ 開業届の写し
【申請者が個人事業主の場合】
⑥ 登記事項証明書の写し
【申請者が法人の場合】
⑦ 生年月日が確認できる書類
【住民票の写し、運転免許証の写し等。申請者が補助率区分の「若者」の規定の適用を受ける者に限る。】
⑧ その他市長が必要と認める書類

※ 必要に応じて、位置図、平面図、見積書、工程表、パンフレット等を添付してください。

6 熊谷発スタートアップ支援補助金の内容について

補助金の内容は、次のとおりです。

（1） 補助対象事業

- 上記応募の要件を満たし、市長から補助対象事業の認定を受けた事業。
- 補助対象事業の認定の有効期間は、認定を受けた日から令和10年度末まで（3年度間）となります。（※）

※ 補助金の交付は各年度の予算の範囲内となり、交付申請は年度ごとに必要となります。

（2）補助対象経費

① 補助対象経費は、表1のとおりです。

表1（補助対象経費）

経費区分	内容
機械装置・システム構築費	① 専ら補助対象事業のために使用される機械装置の購入、試作、借用に要する経費 ② 専ら補助対象事業のために使用される専用ソフトウエア・情報システム等の購入、構築、借用に要する経費 ③ ①又は②と一体で行う、改良、据付け又は運搬に要する経費
建物費	① 専ら補助対象事業のために使用される建物の建築、改修に要する経費 ② 専ら補助対象事業のために使用される建物に付随する構築物の建築、改修に要する経費
原材料費・消耗品費	① 補助対象事業に係る実験や試作で使用される原料や消耗品に要する経費
外注費	① 補助対象事業遂行のために必要となる専門的な業務や技術の外注に要する経費
知的財産関連費	① 特許出願、商標登録、調査などに要する経費 ② 補助対象事業遂行のために必要な知的財産権等の導入に要する経費
専門家謝金・コンサルティング費	① 補助対象事業遂行のために必要な専門家に支払われる経費
クラウドサービス利用費	① 専ら補助対象事業のために使用されるクラウドサービスの利用に要する経費
広報・マーケティング費	① 補助対象事業で製造又は提供する製品・サービスの広報及び展示会出展などの販路開拓に要する経費

② 注意事項

- 補助対象事業の認定を受けたことをもって応募時に計上している経費がすべて補助対象として認められる訳ではありません。
- 交付審査時や実績報告時に、補助対象経費に該当しないと判断される場合は補助対象外となりますので、あらかじめよくご確認のうえ申請してください。

- 補助対象外となる経費
 - 本市及び本市以外の団体等から交付される補助金等の対象となる経費及び交付を受けるための事務経費
 - 交際費、慶弔費、飲食費、慰労を目的とした旅費、懇親会費等
 - 領収書のない使途不明の経費
 - 振込手数料、代引手数料等の手数料
 - 消費税及び地方消費税
 - その他市長が適当でないと認める経費

（3）補助金の交付額

補助金の交付額は補助率（表2）及び上限額（表3）により計算された額となります。ただし、その額に千円未満の端数がある場合は切り捨てます。

表2（補助率）

区分	説明	補助率
若者	認定申請を市が受理した日において40歳未満の個人	3分の2
創業後5年未満	認定申請を市が受理した日において事業を開始した日以後5年を経過していない個人又は法人	3分の2
通常	上の2つの区分以外のもの	2分の1

表3（上限額） ※すべての区分共通

説明	上限額
1年度あたり	500万円
事業が複数年度にわたる場合の総額	1000万円

※ 補助金の交付は各年度の予算の範囲内となり、交付申請は年度ごとに必要となります。

7 スケジュール

（1） 補助対象事業の認定

項目		時期（予定）
1	補助対象事業の認定への応募	12月18日（金）まで
2	応募内容のヒアリング・書類審査	12月中
3	審査会（プレゼンテーション審査）	1月20日（水）
4	補助対象事業の認定	1月下旬

※ ヒアリング、プレゼンテーション審査の詳細については、別途ご案内します。

※ 書類審査により、プレゼンテーション審査の対象とならない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

（2） 各年度の事業実施

【事業実施（1年度目）】		時期（予定）
1	補助金の交付申請	1月中
2	審査 ⇒ 交付決定	1月中
3	事業実施	2月まで
	（必要に応じて概算払）	
4	実績報告	2月末まで
5	補助金の額の確定	3月中
6	補助金の交付請求（必要に応じて精算）	3月末
7	補助金の交付	4月中
【事業実施（2、3年度目）】		
1年度目と同様の流れ		交付申請及び交付決定は4月1日以降

8 その他

- 審査内容は非公開です。
- 補助対象事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産」という。）については、補助対象事業の完了後においても、適切に管理し、効率的運用を図る必要があります。
- 取得財産については、交付要綱の規定に基づき処分が制限されます。
- 補助対象事業の遂行状況の調査及び事業効果の検証のため市長から要求があった場合には、市長が別に定める日までに報告書を市長に提出する必要があります。また、必要に応じて現地調査等を行うことがあります。

ご不明な点がありましたら、以下にお問い合わせください。

お問い合わせ　熊谷市 産業振興部 企業活動支援課
メール： kigyokatsudo[ｱｯﾄﾏｰｸ]city.kumagaya.lg.jp
電話： 048-524-1470（直通）

※ 本資料中「[ｱｯﾄﾏｰｸ]」は「@」と読み替えてください。